

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和 5 年 10 月 1 日 至 令和 6 年 9 月 30 日)

6

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 優育会 ほんだ小児・矯正歯科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の ☐ を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 長崎県諫早市山川町 3 5 番地 8
- (3) 設立認可年月日 平成 7 年 2 月 2 0 日
- (4) 設立登記年月日 平成 7 年 3 月 1 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	本多 直嗣	歯科医師
理 事	本多 節子	歯科医師
同	本多 ノブ子	
監 事	本多 飛将	

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 7 条第 1 項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 9 条の 4 参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	ほんだ小児・矯正 歯科医院	長崎県諫早市山川町 3 5 番地 8	

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

該当なし

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年11月14日 令和2年度決算の決定

令和4年09月25日 令和3年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 3 - 4

法人名
医療法人
優育会
ほんだ小児・矯正歯科医院

※医療法人整理番号

所在地
長崎県諫早市山川町 3 5 番地 8

貸借対照表
(令和 6 年 9 月 3 0 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	13,891	I 流 動 負 債	642
II 固 定 資 産	7,178	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	7,103	負 債 合 計	642
2 無 形 固 定 資 産	66	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	9	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	10,427
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	20,427
資 産 合 計	21,069	負 債 ・ 純 資 産 合 計	21,069

様式 4 - 2

法人名 医療法人 優育会 ほんだ小児・矯正歯科医院
所在地 長崎県諫早市山川町 3 5 番地 8

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 5 年 1 0 月 1 日 至 令和 6 年 9 月 3 0 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	37,125
2 事業費用	39,972
本来業務事業損失	△ 2,847
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業損失	△ 2,847
II 事業外収益	177
III 事業外費用	0
経常損失	△ 2,670
IV 特別利益	0
V 特別損失	330
税引前当期純損失	△ 3,000
法人税等	71
当期純損失	△ 3,071

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 優育会 ほんだ小児・矯正歯科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県諫早市山川町 3 5 番地 8

財 産 目 録
(令和 6 年 9 月 3 0 日現在)

1. 資 産 額	21,069 千円
2. 負 債 額	1,072 千円
3. 純 資 産 額	20,427 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	13,891
B 固 定 資 産	7,178
C 資 産 合 計 (A + B)	21,069
D 負 債 合 計	642
E 純 資 産 (C - D)	20,427

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 優育会

ほんだ小児・矯正歯科医院

理事長 本多 直嗣 殿

私は、医療法人優育会ほんだ小児・矯正歯科医院の令和5会計年度（令和5年10月1日から令和6年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年11月6日

医療法人 優育会

ほんだ小児・矯正歯科医院

監事 本多 飛将